



滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の概要

1 これまでの取組と現状・課題

○これまでの取組

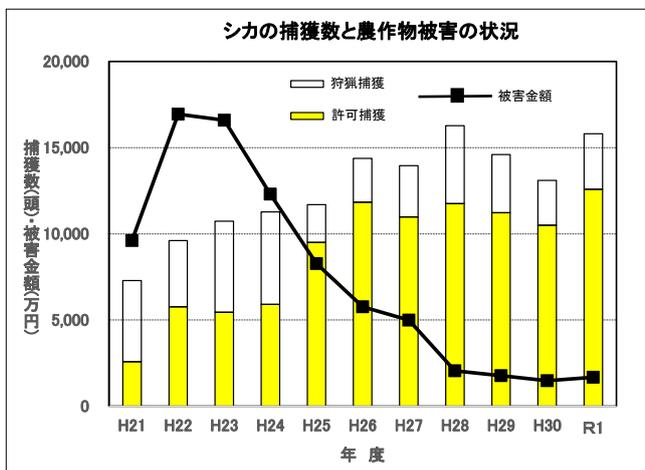
- ・明治期の乱獲により、他の野生鳥獣と同様に生息数は大幅に減少し分布域も限られていたが、近年生息数・分布域の回復とともに、ニホンジカによる農林業被害が顕在化した。そこで本県では平成 17 年度(2005 年度)に特定管理計画を策定し、3つの総合対策(個体群管理(捕獲)・被害防除(防護柵)・生息環境管理(緩衝地帯))を推進してきた。
- ・捕獲は、精力的に実施し、里地里山等での市町の有害捕獲に加え、平成 25 年度(2013 年度)からは捕獲困難地である奥山等において、県による捕獲を実施している。一方、被害防除は、食害防護柵や緩衝地帯の整備等に取り組み、県・市町が連携して集落ぐるみの取組等を支援している。

○生息動向

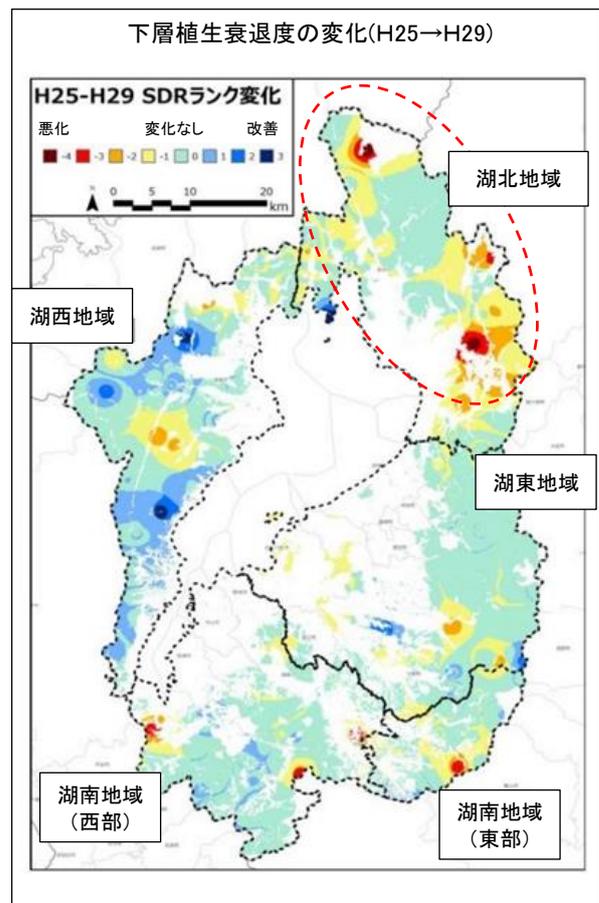
- ・推定生息数は、平成 25 年度(2013 年度)の 57,050 頭(中央値;90%信用区間 49,747~66,348 頭)から令和元年度(2019 年度)は 41,576 頭(中央値;90%信用区間 33,017~52,083 頭)に減少している。一方、地域的な生息密度の推定指標となる糞塊密度の状況は、湖南西部と湖北地域の上昇が著しく、その他の地域は横ばいまたは緩やかに上昇している。このことから今後の推移を注目していく。

○被害状況

- ・ニホンジカによる農作物被害はピーク時(平成 22 年度(2010 年度))の約 169 百万円から令和元年度(2019 年度)は約 17 百万円にまで減少し、近年は下げ止まりを見せている。森林においては下層植生の衰退があり、これまで程度が低かった湖北地域でその傾向が顕著であると推定されている。



※図「シカ捕獲数と農作物被害の状況」については、令和元年度捕獲状況報告を元に改変。図「下層植生衰退度の変化」については、森林政策課(2018)による SDR ランク変化図より。



2 計画概要

- (1)計画期間 令和4年(2022 年)4月1日～令和9年(2027 年)3月31日(5年間)
- (2)管理の目的 農林業被害の軽減、森林植生等の衰退防止および健全な個体群の安定的維持
- (3)管理の目標
 - ・農作物被害金額を令和元年度(2019 年度)に対して 10%減少させる。
 - ・林業の剥皮被害面積を 100ha 以下にする。
 - ・平成 25 年度(2013 年度)の推定生息数を令和5年度(2023 年度)までの、できるだけ早い時期に半減させる。

3 計画のポイント

これまでも提示してきた「3つの総合対策」である個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の取り組みが、それぞれ重なりがあり密接に関係することを今回初めて明示した(参考図)。これにより、関係機関との連携等が必要不可欠であることを再認識し、さら強化し推進する体制を目指す。加えて、対策の遅れや被害拡大が見られる集落・地域等への取組を強化し、被害をさらに押し下げることを目指す。

(1) 個体群管理の推進

- ・里地里山等での市町による有害捕獲に対する支援(メスジカ捕獲推進の継続)。
- ・捕獲困難地である奥山等での県委託業務における捕獲。
- ・狩猟期間延長の継続(11/15~2/15⇒11/1~3/15)。
- ・狩猟での銃猟の頭数制限の廃止(第3次:雄2頭/日・人⇒第4次:無制限)。
- ・捕獲の担い手の確保・育成や捕獲態勢整備の支援。

○捕獲目標

地域	R4	R5	R6	R7	R8
湖北地域	6,102	4,949	4,037	3,315	2,737
湖東地域	3,844	3,059	2,446	1,964	1,581
湖西地域	2,648	2,314	2,028	1,781	1,569
湖南地域	1,794	1,517	1,287	1,092	930
合計	14,388	11,839	9,798	8,152	6,817
年度毎の捕獲目標	15,000	13,000	10,000	9,000	7,000
(うち成獣メスの捕獲目標*60%)	9,000	7,800	6,000	5,400	4,200

(2) 被害防除対策の推進

- ・農地を守る防護柵の設置や、その維持管理のための集落点検に対する各種支援および技術的支援。
- ・造林地を守るための防護柵設置や壮齢林等の剥皮害対策等の技術的支援等とその整備推進を図る。
- ・「3つの総合対策」を集落や地域で取り組む際の、合意形成の社会教育的支援や被害防除対策の強化等に要となる中核人材の育成。

(3) 生息環境管理の推進

- ・農地等に接する藪化した里山や竹藪等での緩衝地帯(バッファゾーン)の整備に対する技術的支援。
- ・下層植生を導入・回復させる間伐等の森林施業に対する技術的支援等。
- ・保全すべき群落や森林土壌保全が管理上必要な区域における植生の衰退を防ぐ防護柵等の整備。

(4) その他

- ・生息動向や被害を把握するモニタリング手法や評価手法の模索。
 - ・「3つの総合対策」の取り組み推進に向けた県庁内の連携と、市町等関係機関との連携の強化。
- (関係機関との連携等において、基本的な考え方、技術・知見についての情報共有を図るため、参考文献・巻末資料等で紹介。)

【参考図】 図 45 「3つの総合対策」と手段の位置づけ

